

制度のお知らせ

老人保健

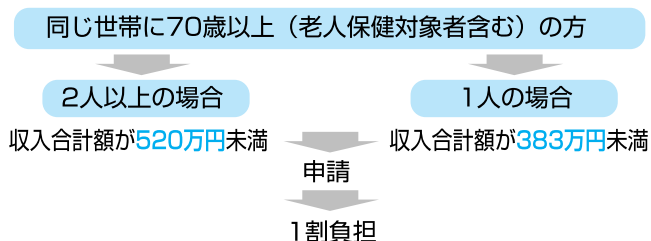
1. 「医療受給者証」の更新

老人保健受給者の皆さんには、医療機関で1割または3割の自己負担をお願いしていますが、この負担割合は毎年8月1日付で更新されます。

※負担割合に変更のある方のみ新しい医療証を送付します。

3割負担となる方は、同じ世帯に70歳以上の方（老人保健対象者含む）の市民税の課税所得が145万円以上ある場合です。

ただし、住民税の課税所得が145万円以上ある場合でも収入額でみた場合、次の収入額未満であれば申請することで1割負担になります。



※同じ世帯で70歳以上の方（老人保健対象者含む）が、2人以上いらっしゃる場合は総収入額が520万円未満、1人の場合は収入額が383万円未満であれば、申請することで1割負担となります。

2. 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

医療機関に提示することで入院時の食事代が軽減されます。老人保健受給者で住民税非課税世帯又は地方税法の経過措置対象者（注1）と同一の世帯に属する住民税非課税者の方には、申請により新しい認定証を交付します。

（注1）合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の課税者の方。

※各受給者へはお知らせはしませんのでご了承ください。

有効期限：平成19年8月1日～平成20年3月31日まで

（※平成20年4月1日から後期高齢者医療制度に変わるため）

申請期間：7/23（月）～8/31（金）（土・日除く）

必要なもの：老人保健医療受給者証、保険証、印鑑

申請・問合せ先：国保健康課国保医療係 ☎@8721

市役所1階6～8番窓口

「受給者証・認定証」更新の時期です。

国民健康保険

「国民健康保険限度額適用認定証」（4月1日より交付）が、8月1日から更新されます。1ヶ月の入院等にかかる窓口支払が自己負担限度額までの支払で済みますので、引き続きご利用される方や新たにご利用される方は、申請してください。

※申請要件：国民健康保険に加入し、国民健康保険税の滞納が無いこと。

申請時期：7/23（月）以降

必要なもの：保険証、印鑑

申請・問合せ先：国保健康課国保医療係 ☎@8721

市役所1階6～8番窓口

特定疾患

特定疾患医療受給者証の継続交付を希望される方は、更新手続きをお願いします。

対象者：有効期間が平成19年9月30日までの特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方。

申請受付期間：7/2（月）～9/28（金）（土日祝除く）

申請時に必要な書類：①継続交付申請書、②臨床調査個人票（診断書）③世帯全員の住民票、④患者の健康保険証の写し、⑤平成18年の所得税額を証明する書類（一部省略可）、⑥重症申請書、重症申請用診断書（重症申請される方のみ）

※申請時期が9月以降になると、受給者証が10月までにお手元に届かない場合があります。早めに申請してください。

申請・問合せ先：加西健康福祉事務所 健康課

☎@0266